# 令和4年度 不登校の理解と支援講座

# 不登校の現状と支援の視点



島根県教育庁教育指導課 子ども安全支援室

# 本日の研修は・・・

# 不登校って

どうなっているの? どう考えるの? (理解)

どうすればいいの? 何ができるの? (支援)



今日からできることを 一緒に考えましょう



#### 説明の流れ

- 1 不登校とは
- 2 不登校等の現状
- 3 不登校児童生徒への支援の在り方について
  - (1)基本的な姿勢
  - (2)基本的な考え方
  - (3)教育機会の確保等に関する基本方針より
- 4 今後の取組について I (未然防止の取組)
  - (1)不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える
  - (2)未然防止のために取り組むこと
- 5 今後の取組についてⅡ(初期対応・自立支援)
  - (1)不登校対応に組織で取り組む
  - (2)社会的自立に向けた支援



# 1 不登校とは

# 不登校の定義

2 不登校等の現状

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、 あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登 校しないあるいはしたくともできない状況にあること (ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)を いう。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査:文部科学省

## 不登校児童生徒とは

年間30日以上欠席した児童生徒(長期欠席者)を、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4つに分類した中の「不登校」に該当する児童生徒のこと

#### ○「病気」での長期欠席

本人がケガや病気で長期の入院や通院、自宅療養が必要で欠席した場合

#### ○「経済的理由」での長期欠席

家計が苦しくて教育費が出せなかったり、児童生徒が働いて家計を助けなければならなかったり りして欠席した場合

#### ○「その他」の長期欠席

病気、経済的理由、不登校のいずれにも該当しない児童生徒を表し、例えば保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどで長期欠席した場合や、外国への長期滞在、国内外への旅行等のため長期欠席した場合や、連絡先が不明なまま長期欠席した場合や、欠席の理由が病気と不登校など、2つ以上あって、主な理由を特定できない場合

## 不登校傾向児童生徒とは

・年間の欠席日数が30日には至らないが、

#### 休みがちで、不登校による30日以上の欠席が懸念される児童生徒

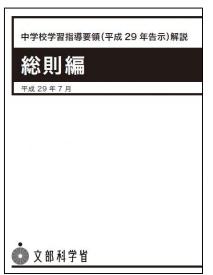
・不登校による欠席日数が30日には至らないが、

<u>登校しても教室に入ることができず</u>に、<mark>保健室や自学室等で過ごしている</mark>児童生徒

・不登校による欠席日数が30日には至らないが、

<u>登校しても教室に入ることができず、一定の場所でも過ごすことができない</u>児童生徒





- 第3章 教育課程の編成及び実施 第4節 児童生徒の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導
  - (3) 不登校児童生徒への配慮
  - ① 個々の児童生徒の実態に応じた支援 (第1章第4の2の(3)のア)
  - ア 不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、 社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
  - ② 不登校児童生徒の実態に配慮した教育課程の編成 (第1章第4の2の(3)のイ)
  - イ 相当の期間小中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒を対象として,文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には,児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに,個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

小学校学習指導要領解説(平成29年6月)抜粋

第4節児童の発達の支援2特別な配慮を必要とする児童への指導(略)

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また,不登校児童については,個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり,登校という結果のみを目標にするのではなく,児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ,児童が自らの進路を主体的に捉えて,社会的に自立することを目指す必要がある。

不登校児童への支援の際は,不登校のきっかけや継続理由,学校以外の場において行っている学習活動の状況等について,家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

小学校学習指導要領解説(平成29年6月)抜粋

さらに、不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつ つ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じ た学習活動等が行われるよう支援することが必要である。あわせて、不登校児 童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関す る情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知す ることも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。さらに、不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

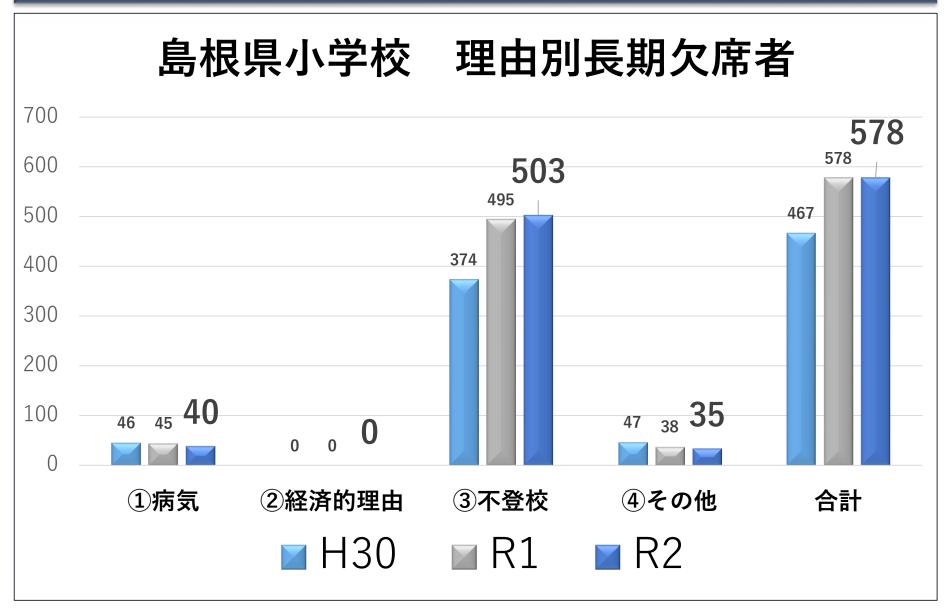
小学校学習指導要領解説(平成29年6月)抜粋

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

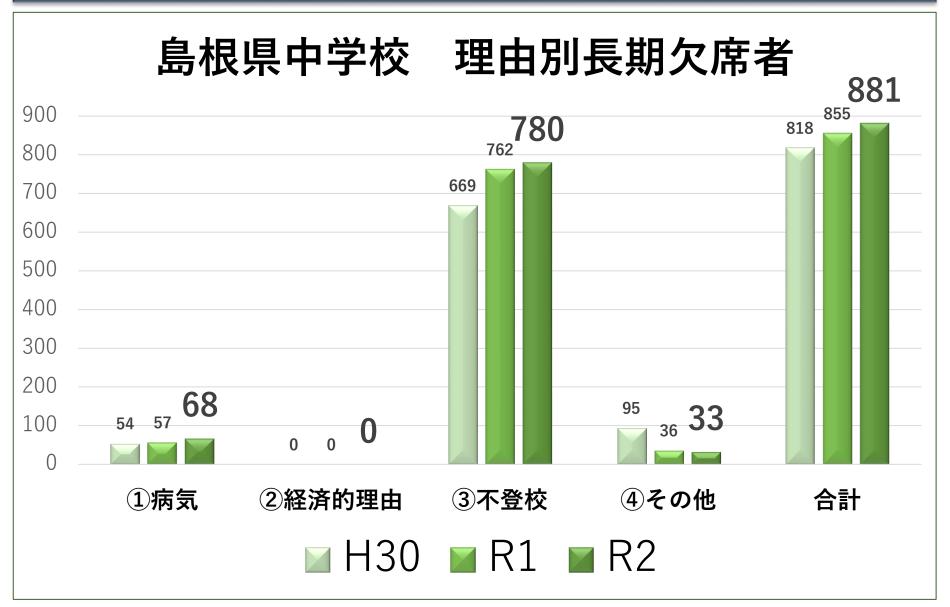
※中学校学習指導要領解説にも同様の内容の記載がなされている。

# 2 不登校等の現状

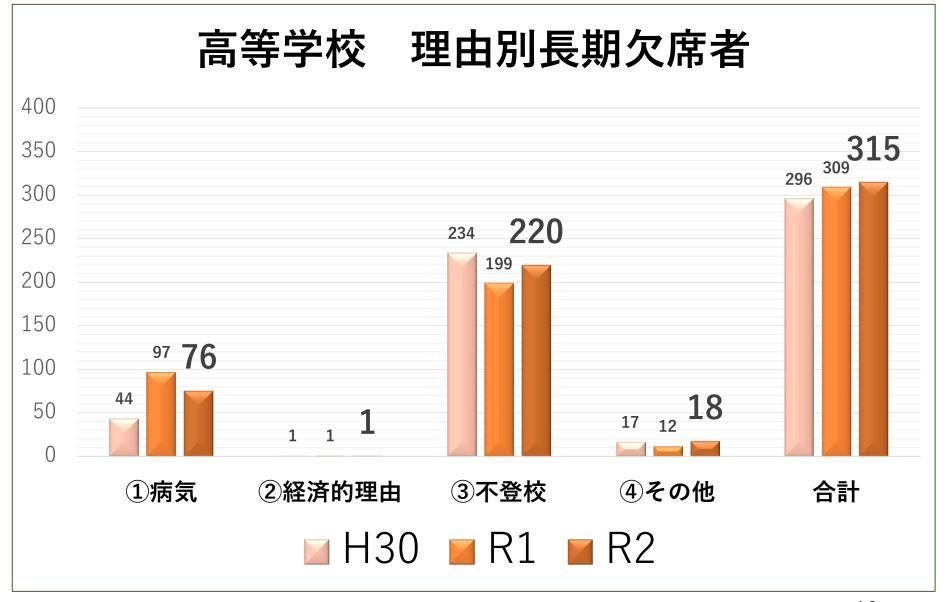
## 島根県の理由別長期欠席者数(H30~R2国公私立小学校)



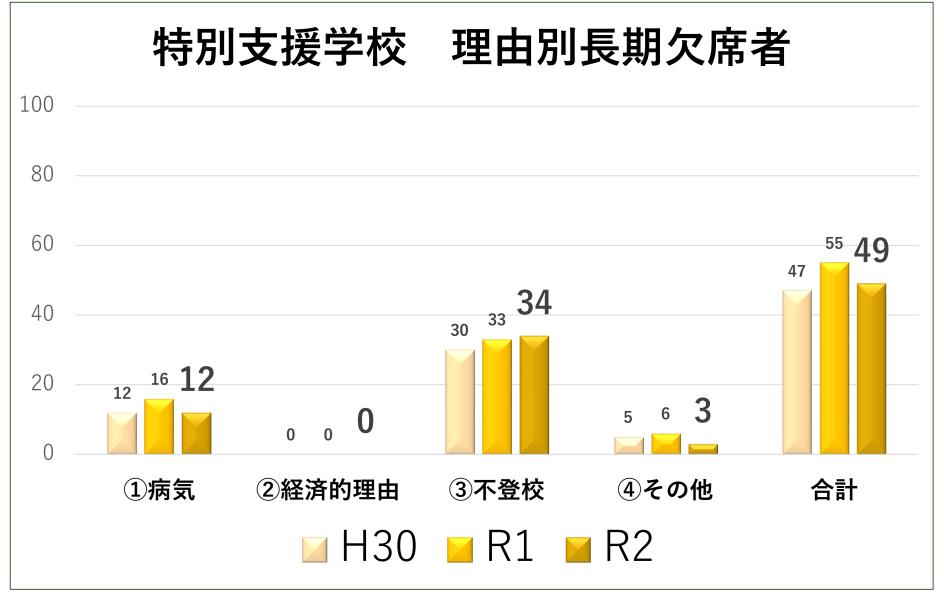
# 島根県の理由別長期欠席者数(H30~R2国公私立中学校)



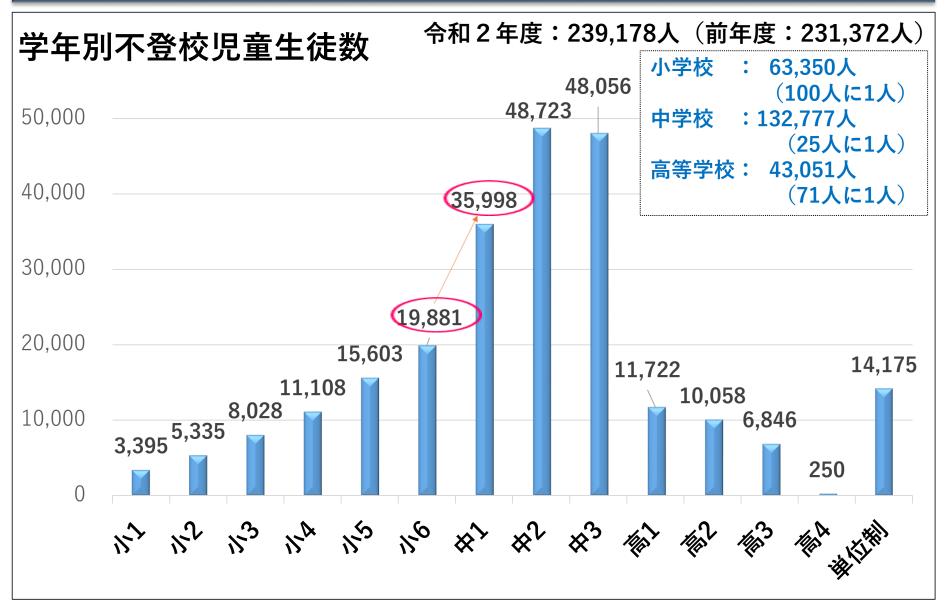
#### 島根県の理由別長期欠席者数(H30~R2公立高等学校全日制·定時制)



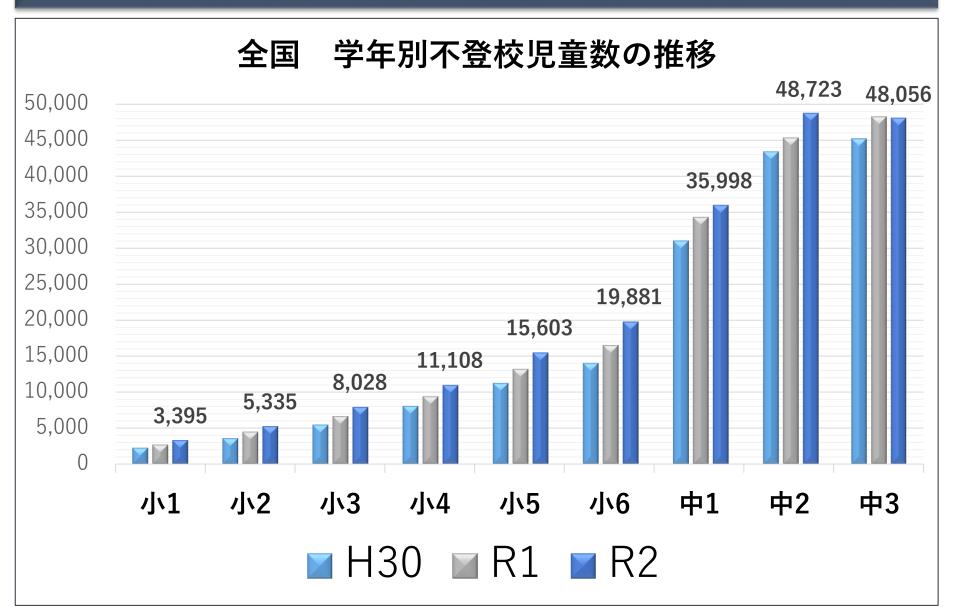
# 島根県の理由別長期欠席者数(H30~R2特別支援学校高等部)



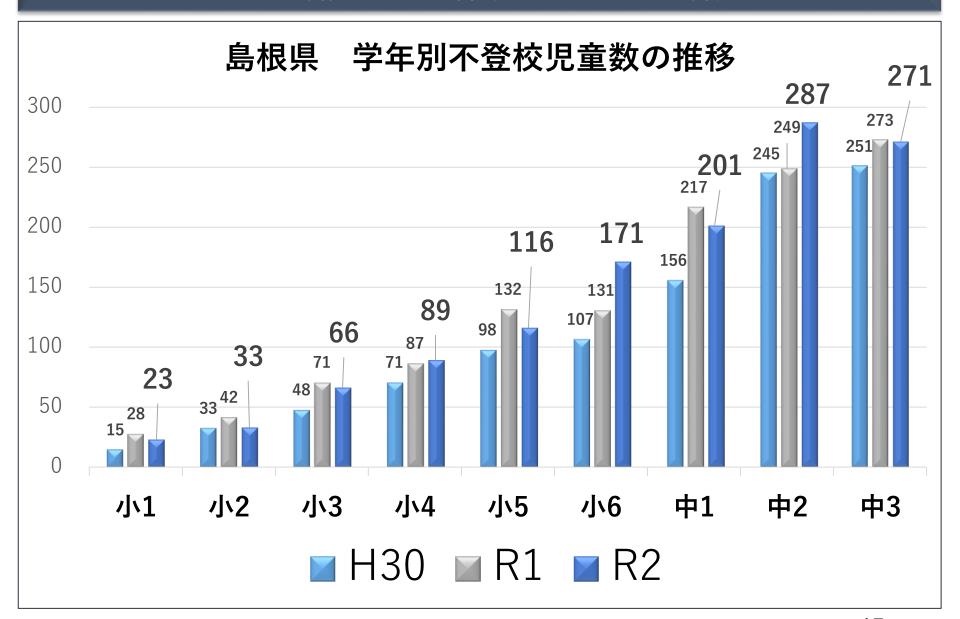
#### 全国学年別不登校児童生徒数(国公私立 小·中·高等学校)



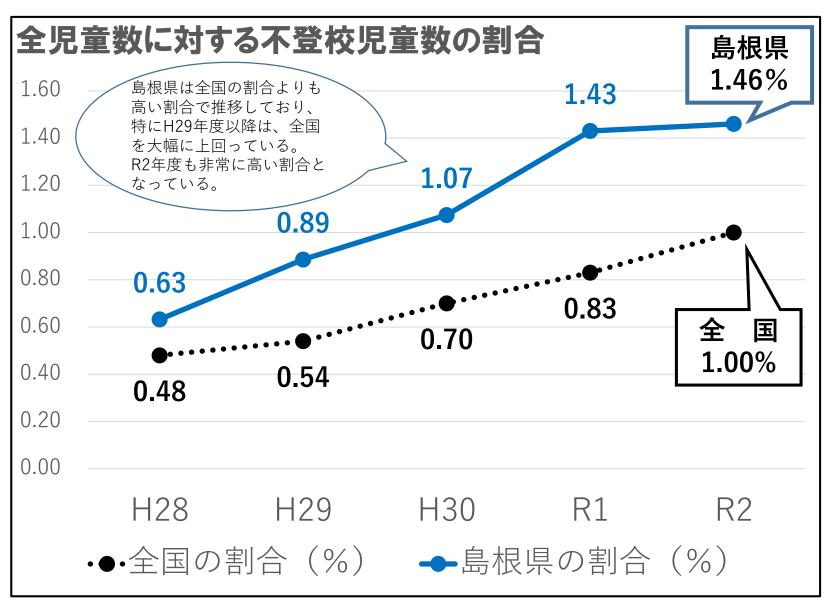
# 全国学年別不登校児童生徒数(国公私立小·中学校)H30~R2



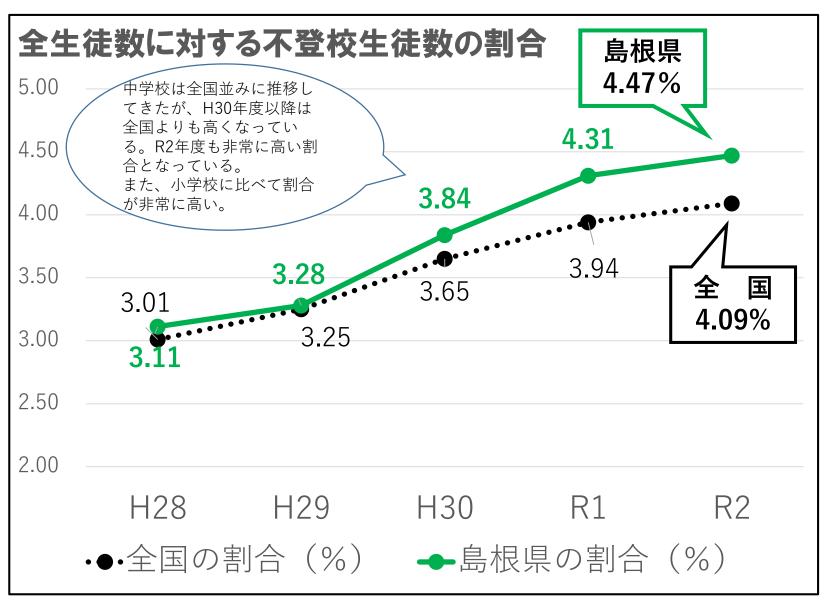
# 島根県学年別不登校児童生徒数(公立小·中学校)H30~R2



#### 不登校児童生徒数の割合(公立小学校)



## 不登校児童生徒数の割合(公立中学校)



# 3 不登校児童生徒への支援の 在り方について

不登校児童生徒への支援は、(中略)児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」:H28.9 文部科学省

- (1) 基本的な姿勢
- (2) 基本的な考え方
- (3) 教育機会の確保等に関する基本方針より

#### 義務教育の段階における普通教育に相当する 教育機会の確保等に関する基本方針より

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

【平成28年12月14日公布】

#### 基本方針(平成29年3月31日文部科学大臣決定)

#### 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

#### ○基本的な考え方

- ◆不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
- ・魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
- ・不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
- ・不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
- ・ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
- ·不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況 に応じた支援を行うこと 等
- ◆夜間中学校等における就学の機会の提供等
- ◆国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

# 義務教育の段階における普通教育に相当する 教育機会の確保等に関する基本方針より

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

【平成28年12月14日公布】

基本方針(平成29年3月31日文部科学大臣決定)

- 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 〇児童生徒が安心して教育を受けられるような魅力ある 学校づくり
  - ◆魅力あるより良い学校づくり
  - ◆いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
  - ◆児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施
- 〇不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
  - ◆個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
  - ◆不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
  - ◆不登校等に関する教育相談体制の充実

#### 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

R元.10 文部科学省

#### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、<mark>社会的に自立する</mark>ことを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、**適切な支援や働き掛け**を行う必要があること

#### 2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような<mark>魅力あるよりよい学校づくり</mark>を目指すほか、児 童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクール ソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの 民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

#### 3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解 などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ·教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした 不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- · <mark>訪問型支援</mark>など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

23

#### 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

R元.10 文部科学省

#### 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の 指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

#### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

#### 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

R元.10 文部科学省

#### 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の 指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

#### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の

#### 参考資料:生徒指導リーフ(文部科学省 国立教育政策研究所)

